

防 犯 計 画

1 日常及び緊急時の安全確保

(1) 日常の安全確保のために

① 職員の共通理解

- ・児童の安全確保に関し職員会議等に取り上げ、対応についての共通理解を図ったり情報交換をしたりする。

② 来訪者の確認

- ・来訪者のための入り口や受付を明確にし、来訪者を確認する。
(受付名簿の記載と来校証の着用)

③ 始業前や放課後の安全確保

- ・始業前や放課後における安全確保のため、定期的に校内を巡視する。

④ 登下校における安全確保

- ・定められた通学路を通して登下校するように指導する。
- ・通学路において人通りが少ないなど、より注意を払うべき箇所を把握し、関係の児童に注意を喚起する。
- ・万一の場合、「子ども110番の家」等緊急に避難できる場所を周知徹底する。
- ・集団下校時、児童を引率下校するとともに、集団下校指導のねらいに即し、集団行動の意義や危険予知能力高揚のための指導の徹底を図る。

⑤ 関係機関との連携・協力

- ・駐在所、青少年育成推進委員、長門市子ども安全対策協議会「深川支部深中校区ネットワーク」による地域の巡視及び情報提供等、密接な連携をとりながら協力を得る。

(2) 緊急時の安全確保

① 不審者情報がある場合

- ・駐在所にパトロールを要請するなど、警察との連携を図る。
- ・緊急時の登下校の方法として、集団登下校や保護者への依頼等の体制を取る。
- ・登下校や放課後の安全確保のため、保護者、青少年育成推進委員、深川中校区ネットワークによる巡回等の協力体制を取る。

② 不審者の立ち入りなどの緊急時

- ・直ちに校長（教頭）に連絡し、児童への注意喚起、避難誘導等の体制を整える。